

香川県キャンパスメンバーズ制度に関する要綱

(目的)

第1条 香川県内の大学・短期大学・高等専門学校（以下「県内大学等」という。）に在籍する学生が、香川県の代表的な観光地であり歴史的・文化的価値の高い栗林公園や貴重な文化財や芸術作品を有する県立文化施設を利用しやすい機会を提供することで、学生生活をより豊かなものにするとともに、県内大学等での地域社会に関する学習の充実に役立てることを目的とし、「香川県キャンパスメンバーズ制度」（以下「制度」という。）を設ける。

(対象)

第2条 制度に加入することができるものは、県内大学等とする。

(名称)

第3条 制度に加入した県内大学等は、「香川県キャンパスメンバーズ」（以下「会員」という。）と称する。

(特典)

第4条 会員に対する特典は、在籍している学生の次に掲げる施設の無料入園又は無料鑑賞とする。

- (1) 栗林公園（春秋のライトアップ期間の夜間入園（春 18 時～、秋 17 時～）以外に限る。）
- (2) 香川県立ミュージアム（常設展に限る。）
- (3) 香川県立東山魁夷せとうち美術館（常設展に限る。）

2 前項の特典を受けようとする学生は、同項各号に掲げる施設に入場しようとする際、その身分を証明するものを提示しなければならない。

(加入手続)

第5条 制度に加入しようとするものは、「香川県キャンパスメンバーズ制度加入申込書」により、加入しようとする日の属する月の前々月末までに加入の手続を行うものとする。

2 知事は、前項に定める加入の手続を行ったものが、第2条に規定する制度の対象であると認める場合には、その加入を認めるものとする。

(会費)

第6条 会員は、別表の左欄に掲げる学生数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を年会費として納めなければならない。ただし、年度の途中で会員になった場合は、当該金額の 12 分の 1 に相当する額（当該額に 100 円未満の端数が生じ

るときは、当該端数を切り上げた額)に次条第2項に定める有効期間の始期から当該年度末までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による会費は、知事が指定した期日までに指定の銀行口座に払いこむものとする。

3 知事は、指定した期日までに会員が会費を払わない場合は、その加入を取り消すことができる。

(有効期間)

第7条 会員に対する制度の有効期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の場合の有効期間の始期は、加入のを行った日の属する月の翌々月の1日とする。

(退会)

第8条 知事は、会員として適当でないと認められる行為があった場合は、会員を退会させ、再加入させないことができる。

2 退会した場合の会費は、原則として返還しない。

(事務)

第9条 制度の事務は、各施設所管課等の協力を得て、政策部地域活力推進課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

学生数	金額
1, 0 0 0 人未満	2 2, 0 0 0 円
1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満	4 4, 0 0 0 円
2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満	8 7, 0 0 0 円
3, 0 0 0 人以上 4, 0 0 0 人未満	1 3 1, 0 0 0 円
4, 0 0 0 人以上	1 7 4, 0 0 0 円

※学生数は、学校基本調査に基づく学生数により区分する。

別紙

令和 年 月 日

香川県知事 殿

所在地

学校名

代表者名

印

香川県キャンパスメンバーズ制度加入申込書

香川県キャンパスメンバーズ制度に関する要綱第5条に基づき、同制度に加入したいので、申し込みます。

(事務担当者連絡先)

担当者職氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(添付書類)

- ①学校基本調査の在学者数が明記された部分の写し（申込時点で直近のもの）
- ②学生証等の見本（学生の写真が貼付されるものに限る。）【カラーコピー可】